

プライバシー権と憲法

岡山弁護士会

古謝 愛彦 (こじゃ よしひこ)

1979年生まれ、沖縄県那覇市出身

2001年4月～2007年6月、共同通信社。

記者として岡山、仙台、神戸で勤務

2012年12月弁護士登録

せとうちオリーブ法律事務所

岡山県瀬戸内市邑久町尾張532-4

<https://www.setouchi-olive.jp>

- 1 プライバシー権とは何か
- 2 プライバシー権 vs 国
住基ネット、マイナンバー
反自衛隊活動情報収集、公安テロ情報
Nシステム、GPS、DNAデータ
- 3 ワクチン接種証明とプライバシー

憲法には規定されていない



憲法 13 条の**幸福追求権**で
保障されていると解釈

すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

三島由紀夫「宴のあと」

東京都知事選挙に立候補して惜敗した原告をモデルとする小説



「プライバシー権侵害」
損害賠償と謝罪広告を求め提訴

東京地裁は原告の主張を認める。

プライバシー権

**「私生活をみだりに公開されない
という法的保障ないし権利」**



個人の尊厳を保ち幸福の追求を
保障するうえにおいて必要不可欠

- 京都府学連事件（百選 I 16）
※肖像権について
- 前科照会事件（百選 I 17）
※前科について
- 江沢民講演会参加者名簿提出事件
（百選 I 18）

プライバシー権

従来：他者からの自由



自己情報コントロール権

個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、**他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択する権利**

- ・ 住基ネット、マイナンバー
- ・ 反自衛隊活動情報収集、公安テロ情報
- ・ Nシステム、GPS、DNAデータ



最高裁判例、裁判例を検討していきます。

住基ネットとは

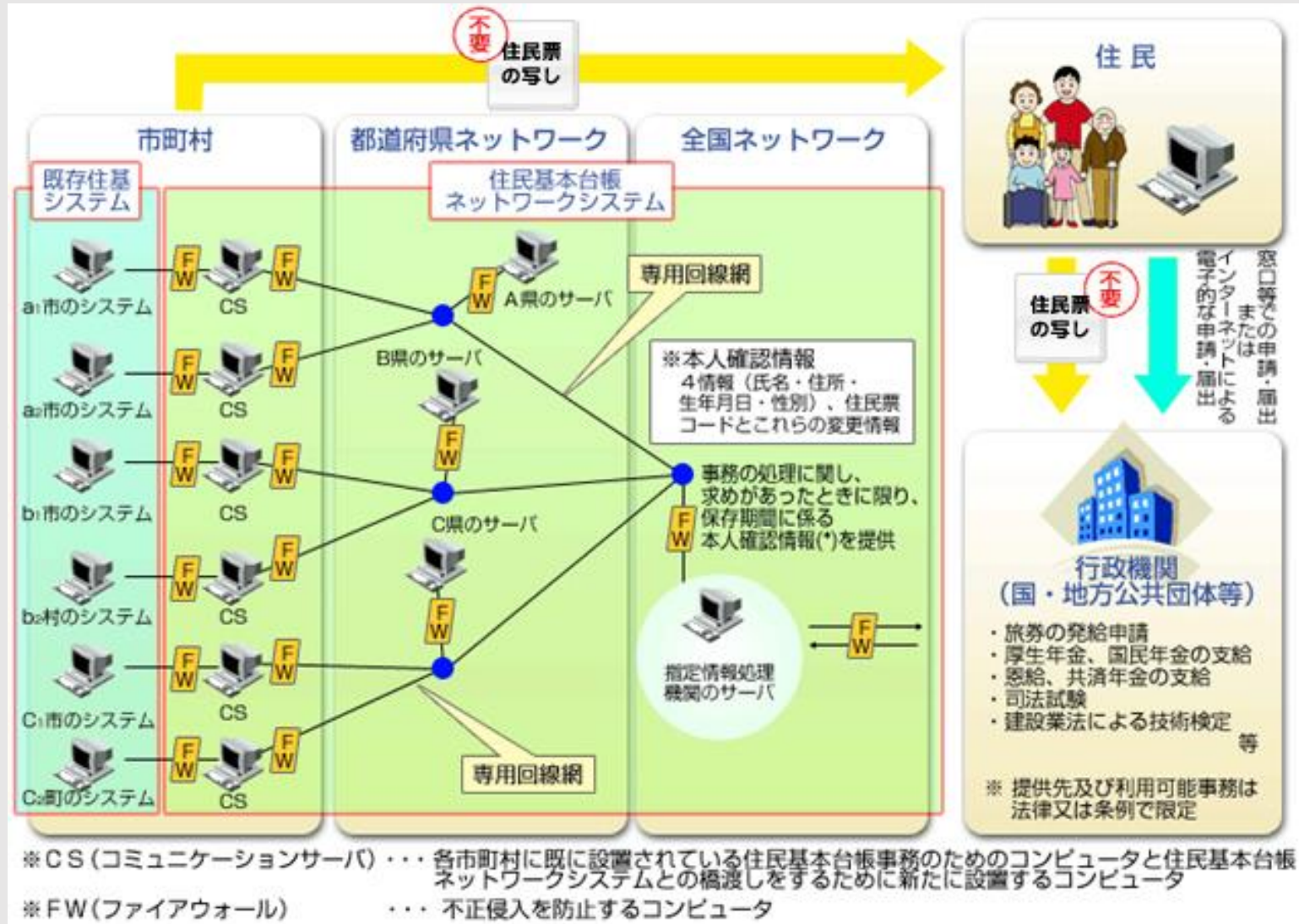
- ・「住民基本台帳ネットワークシステム」の略称

- ・ H11住民基本台帳法改正
(H14.8.5施行) で導入

- ・ 本人確認情報

4 情報 (氏名・生年月日・性別・住所) + 住民票コード + これらの変更情報

住基ネット (総務省HPより)



原告ら「住基ネットによりプライバシー権その他の人格権が違法に侵害された」



住民基本台帳を保管する守口市・吹田市・箕面市に対し、
慰謝料と住民票コードの削除を請求。

H18.11.30大阪高裁判決

「原告らの住民票コードを削除せよ」



本人確認情報はプライバシーに係る情報として、法的保護の対象となり、自己情報コントロール権の対象となる

① 正当な行政目的 ② 実現手段の合理性審査

- ・ 本人確認情報漏えいの危険性の有無
- ・ 住基ネットによるデータマッチング等の危険性の有無



データマッチングや名寄せされて利用される具体的危険性あり。

原告らのプライバシー権を侵害する。

H20.3.6最高裁判決（原告ら敗訴）



データマッチングは懲戒処分や刑罰の
対象

個人情報を一元的に管理することがで
きる機関又は主体は存在しない

→第三者に開示、公表される具体的な
危険性なし。

秋田県横手市の職員 7 人が、業務とは関係なく住基ネットを使用し、新型コロナウイルスに感染した人 1 人の個人情報をも不正に閲覧

(2021.9.25 秋田魁新報)

聞き取りに対して

「やってはいけないと認識していた。
興味本位だった」 (9.27 NHK)

- ・ 日本に住民票を有するすべての人（外国人も含む。）に割り付けた12桁の番号
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「マイナンバー法」）

H25制定、H27.10施行、H28.1番号利用開始

- ・ ①公平、公正な社会の実現②国民の利便性の向上③行政の効率化

マイナンバー（内閣府HPより）

18

マイナンバーの提供を求められる主なケース

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める前から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。

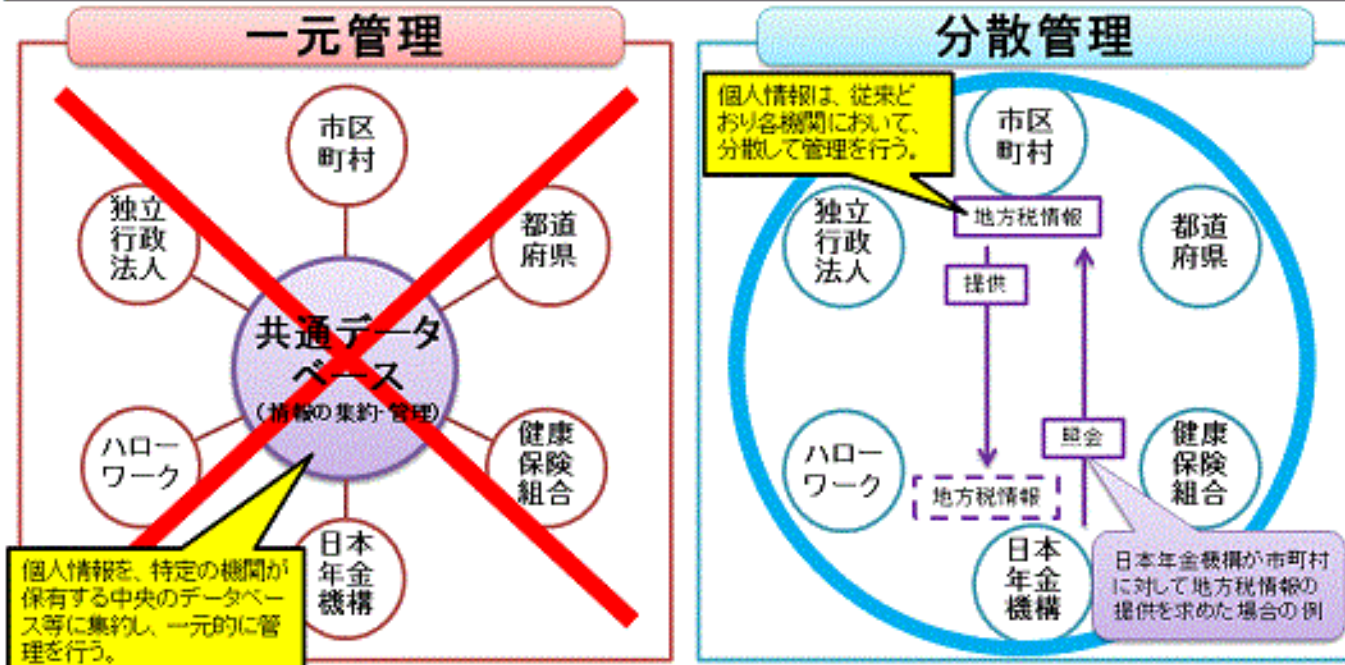
※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づいたものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (※代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例: 士業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保障診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (※平成30年1月から、予約口座への付番を開始。ただし、番号の提供は任意。) (※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降6年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万円超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合	・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例: 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

- ✗ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる**「一元管理」**の方法をとるものではない。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる**「分散管理」**の方法をとるものである。



原告ら「同意なく個人番号を含む個人情報収集、保存、利用および提供する制度を構築し、運用していることは、原告らのプライバシー権を侵害する」



国に対し、原告らの個人番号の収集等の差止め、個人番号の削除、慰謝料を請求。

R2.2.25 東京地裁判決（重判R2憲法2）



- ・個人番号および特定個人情報流出したり、漏洩しないような対策が制度的に講じられている。
- ・情報連携の対象となる個人情報を一元的に管理することができる機関や主体は存在しない。
 - 具体的な危険は生じていない。
 - 原告敗訴。

R3.5.27 仙台高裁判決



・ 個人情報不正利用や情報漏洩の危険性は一般的抽象的には認められるが、相応の法制度上及びシステム技術上の措置が講じられている。

→ 情報が第三者に開示・公表される具体的な危険は生じていない。

→ 原告敗訴。

マイナンバーと住民票コードの違い



住民票コード→行政の中のみ

マイナンバー→民間で収集・保存

例 勤務先、報酬支払先

+マイナンバーカードに記載あり

法制度上、漏洩は防ぎきれない！

2021.2.17 衆院予算委員会

「『平成30年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の大量の個人情報
が中国のネットで閲覧可能に」との告発
メールについてやりとり。

→年金機構は流出を否定するも、曖昧な答弁に終始。

**単なる「事故事例」では済まない。
法制度上の欠陥。**

陸上自衛隊情報保全隊作成文書

「情報資料」

「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」



文書に記載された活動等に参加した原告ら（107人）がプライバシー権、自己情報コントロール権、肖像権等を侵害されたとして、監視の差止めや慰謝料を請求

H28.2.2仙台高裁判決（重判H28憲法3）

→原告1人につき慰謝料請求認める。

- ・イラク派遣反対ライブ活動

- ・文書にはライブ活動で明らかにしていない本名、職業（勤務先）、今後の活動予定が掲載。



本名、職業を探索する必要性なし。

プライバシーに係る情報の収集、保有は違法

H22.10.28頃、ウィニーを通じ、114点のデータがネットに流出

→イスラム教徒である原告らの履歴書様書面や人定容疑書面

→警視庁公安部外事第三課の保有していた文書を基にしたデータ。



原告らが東京都と国に慰謝料請求

H27.4.14東京高裁判決（メ百選45）

→一審東京地裁判決（H26重判憲法5）と同様、情報収集・保管・利用については合法、流出についてのみ違法と判断した。

2013~2014 大垣署員が、大垣市内に風力発電施設建設を計画していた中部電力子会社シーテックに、原告4人の病歴や学歴、市民運動歴などを伝える。

「プライバシーや人格権侵害」

個人情報抹消と損害賠償請求訴訟が岐阜地裁で係争中。

年度内にも判決。

自動車ナンバー自動読取装置

- ・自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するため、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照会。
- ・S61開始。累積整備数1511（警察庁）。その他都道府県警が整備。
- ・オービス（自動速度違反取締装置）とは異なる。





データ保存期間が不明。

運転席及び搭乗者の容ぼうも撮影？

目的外使用の疑い

（野党政治家の行動確認に利用？）

特別な法律上の定めなく、警察法2条1項
で対応。



「肖像権、自己情報コントロール権侵害」原告ら提訴。

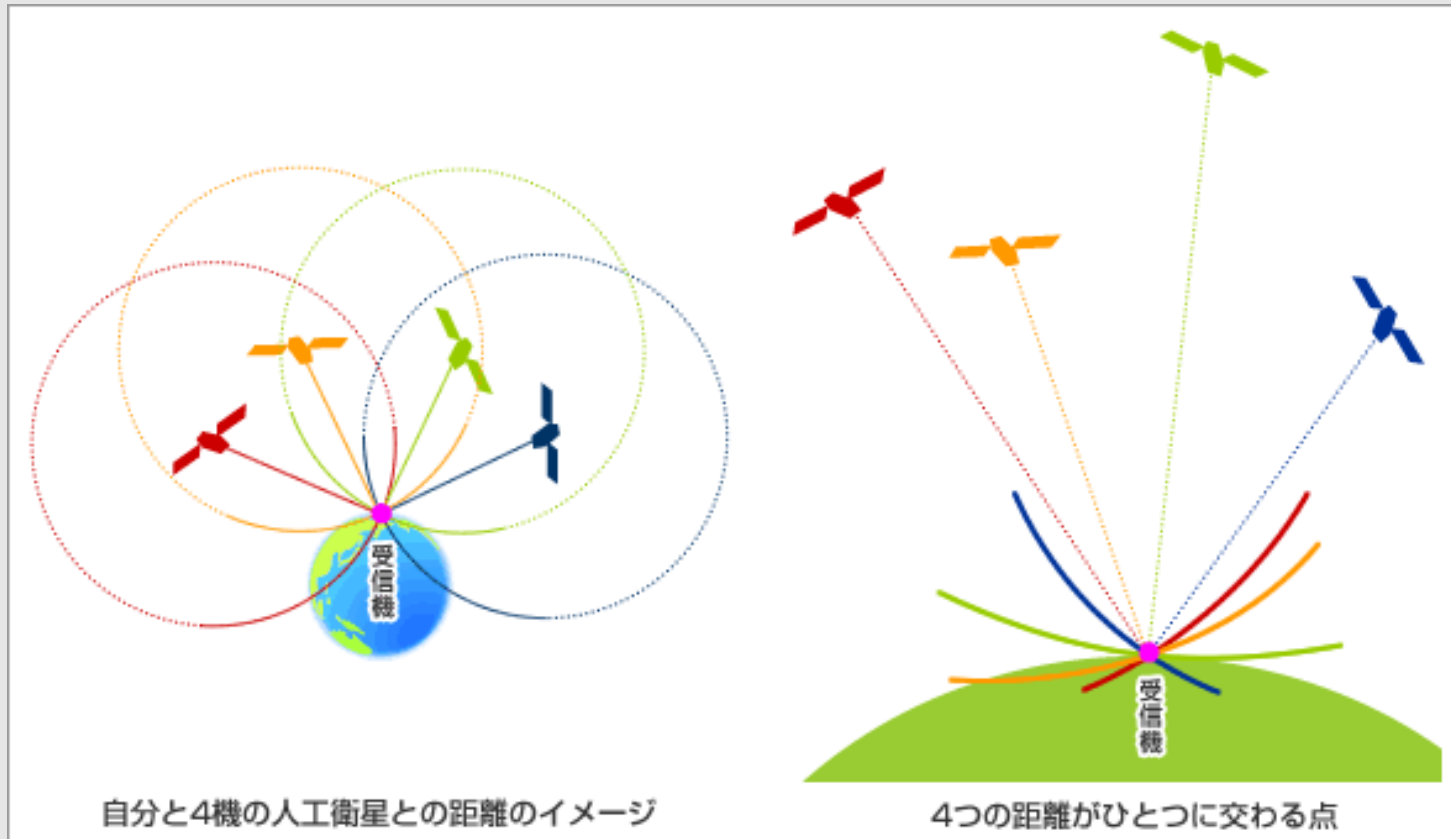
H21.1.29 東京高裁判決（原告敗訴）



ナンバーは公道上进行する際、外部から容易に認識できるように求められており、秘匿情報ではない。

収集の際、国民に特別の負担ない。

データ短期間保存後、消去され、目的外使用なし。



JAXA (宇宙航空研究開発機構) のHPより

- ・ 広域集団窃盗事件
- ・ 被告人、共犯者、被告人の知人女性も使用する蓋然性があった自動車等 19 台に、GPS端末を設置。
- ・ 約 6 か月半、移動状況を把握する GPS捜査を実施。



令状なしの違法捜査、証拠排除すべき

GPS捜査は「公道上のものののみならず、**個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて**、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする」

「個人のプライバシーを侵害し得る」

「機器を個人の所持品に秘かに装着することで（カメラとは異なり）公権力による私的領域への侵入を伴う」

→GPS捜査は刑訴法上特別の根拠規定がなければ許容されない強制処分にあたる。

→刑訴法上の「検証」とも異なる。

→立法措置が必要。

(事案の結論としては他の証拠から有罪とした一審判決を是認)

検察当局が携帯電話の位置情報をもとに、受け渡しの日時や場所を確認

(2020. 6. 20 朝日新聞)

河井夫妻の位置情報と県議の位置情報を照合？。

(雑談) スマホ > パソコン

プライバシー設定 (位置情報)

2020.12 任意の取り調べ、DNA採取

2021.3 DNAデータ削除要請

警察「犯人でも容疑者でもないが、捜査中なのでデータの保管に協力してほしい」と拒否

2021.9.13 国と東京都にデータ削除など求め東京地裁に提訴。

「プライバシー権の侵害」

登録件数 (R2末累計)	1,458,626件
(内訳) 被疑者DNA	1,413,040件
遺留DNA	31,407件

抹消件数 (R2末累計)	189,422件
(内訳) 被疑者DNA	86,714件
遺留DNA	100,061件

ワクチン接種を義務付けることの可否

ワクチン接種情報（医療情報）の開示を義務付けることの可否

義務付けはしないものの、拒否した場合、事実上、差別や不利益につながることの可否

設例

- ・会社で飲み会。10人中1人のみ接種証明なし or PCR検査証明
→なぜ接種証明がないのか話題に

その他

取引先が開示要求、飲食店利用拒否、交通機関乗車拒否、配置転換・解雇

H12.2.29 最高裁判決（一部認容）

「患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない」

→説明義務違反

- 憲法判例百選 I II (第7版) 有斐閣、2019.11
メディア判例百選 (第2版) 有斐閣、2018.12
山本龍彦著「プライバシーの権利を考える」
信山社、2017.9
曾我部真裕ほか著「情報法概説 (第2版)」
弘文堂、2019.5
宮下紘著「プライバシーという権利」
岩波新書、2021.2
山本龍彦著「おそろしいビッグデータ」
朝日新書、2017.11